

○大船渡市働く婦人の家設置管理に関する条例

平成3年3月26日条例第4号

改正

- 平成13年11月14日条例第84号
- 平成17年9月26日条例第25号
- 平成20年12月17日条例第30号
- 平成29年3月16日条例第12号

大船渡市働く婦人の家設置管理に関する条例

(設置)

第1条 女子労働者等の資質の向上並びに職業生活及び家庭生活の調和を図り、もって福祉の増進及び地位の向上に資するため、大船渡市働く婦人の家（以下「働く婦人の家」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 働く婦人の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大船渡市働く婦人の家	大船渡市盛町字中道下1番地3

(開館時間)

第3条 働く婦人の家の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から土曜日まで（次号に掲げる日を除く。） 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後5時まで

(休館日)

第4条 働く婦人の家の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(事業)

第5条 働く婦人の家は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 職業生活及び家庭生活に必要な知識及び技能の習得のための講習・実習等に関すること。
- (2) 休養・レクリエーション活動等のための場と機会の提供及び必要な助言指導に関すること。
- (3) 女子労働者等の各種相談に関すること。
- (4) その他女子労働者等の福祉を増進するための必要な事業に関すること。

(館長)

第6条 働く婦人の家に館長を置く。

(働く婦人の家の使用)

第7条 働く婦人の家を使用することができる者は、市内に住所又は勤務先を有する女子労働者及び勤労者家庭の女子とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、同項に定める者の使用その他働く婦人の家の運営上支障がないと認めたときは、同項に定める者以外の者にも働く婦人の家を使用させることができる。

(使用の許可等)

第8条 働く婦人の家を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、働く婦人の家の使用が次の各号の一に該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とした催し等を行おうとするとき。

(3) 働く婦人の家の管理上支障があると認めるとき。

3 指定管理者は、働く婦人の家の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(行為の禁止)

第9条 働く婦人の家においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2) 前号のほか施設の保全及び秩序維持のため、市長が禁止する行為をすること。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号の一に該当する場合は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 働く婦人の家の管理上必要があると認めるとき。

(4) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第11条 第7条第1項に規定する者が働く婦人の家を使用するときの使用料は、徴収しない。

2 第7条第2項の規定により働く婦人の家を使用する者は、別表に定める使用料(消費税額を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

3 前項の使用料は、許可の際に徴収する。

(使用料の減免)

第11条の2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第10条第3号又は第4号の規定に基づき、指定管理者が使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更したとき。

(2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、使用することができなかつたとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(損害賠償等)

第13条 施設又は設備等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認められる場合は、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 働く婦人の家の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第15条 働く婦人の家の管理について、指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が定める日までに、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる事項に照らして指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 働く婦人の家の設置の目的が効果的かつ効率的に達成されること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 働く婦人の家の管理を継続して適正かつ確実にを行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定等の告示)

第16条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(変更の届出)

第17条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第18条 指定管理者が行う働く婦人の家の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第19条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定により開館時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定により臨時に休館し、又は開館すること。

(3) 第8条第1項の許可を行うこと。

(4) 第8条第2項の規定により許可をしないこと。

(5) 第8条第3項の規定により許可に条件を付すること。

(6) 第10条の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(8) 働く婦人の家の利用の促進に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、働く婦人の家の管理に関し市長が必要と認めること。

2 指定管理者は、前項第1号、第2号及び第4号から第6号までの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、働く婦人の家に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日までの期間について、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況に関する事項

(2) 利用状況に関する事項

(3) 経理の状況に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

(運営委員会)

第21条 働く婦人の家の事業を円滑に運営するため、大船渡市働く婦人の家運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、12人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 知識経験者 2人以内

(2) 雇用主の代表 3人以内

(3) 使用者の代表 3人以内

(4) 関係行政機関の職員 2人以内

(5) 市の職員 2人以内

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月14日条例第84号)

- 1 この条例は、平成13年11月15日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間に委嘱される大船渡市働く婦人の家運営委員会の委員の任期は、改正後の大船渡市働く婦人の家設置管理に関する条例第11条第3項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成17年9月26日条例第25号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、第1条から第26条までの規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各条例の規定により市長に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 第1条から第26条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の手續及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成20年12月17日条例第30号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区分		使用料（1時間までごとに）	
		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時30分まで
軽運動室	一般	300円	400円
	高校生以下	200円	300円
講習室A		300円	400円
講習室B		300円	400円
茶室		200円	300円
料理実習室		500円	700円
研修室		400円	600円

備考

- 1 暖房を使用する場合は、使用料の2割に相当する額を別に徴収する。
- 2 料理実習室のガスを使用する場合は、500円を別に徴収する。